

## 「介護報酬に関する意見（事業者団体ヒアリング）」

### ○団体名称

NPO 法人市民互助団体全国協議会（市民協）

### ○団体の代表者氏名

代表理事氏名 兼間道子、高畑敬一、山本いま子

### ○団体の概要

当団体は、誰もが最期までその人らしく暮らせるような社会システム作りに貢献するために地域社会において高齢者等へのボランティアな活動を行う市民団体・NPO法人によって構成され、会員は、介護保険の指定居宅サービス事業者としての制度における「枠内」活動や、制度外での「枠外」のボランティアなサービスの両方を提供しています。ちなみに2001年11月現在におけるNPO法人の指定事業所数は1100強、また、枠外サービスを行っている草の根型の団体は約1200団体であり、市民協はそれらの連合体として全国ネットワークを推進中です。当団体はその活動の基本を、①介護保険制度の枠外において、市民による自主的で創造的な助け合い活動を前進させること、②介護保険制度が当事者にとって円滑に機能するために貢献すること、とし、具体的には、個々の市民互助団体へメールマガジン、HP、ファックス通信等を通じた情報提供、全国における研修会、個別相談等を行っています。

### ○意見内容

#### 1. 介護保険制度についての認識

介護保険法の成立と施行は、日本社会において介護という社会的領域の確立を進め、当事者である要介護高齢者等にとって不可欠な制度として定着しつつあります。しかし、当然のことながら、介護保険制度だけで介護の課題すべてが解決できるものではなく、限定的な制度であることを認めることが必要であり、過大な期待を寄せるのは制度自体を混乱させることとなります。つまり、介護保険制度に所得保障に代わるものを期待したり、過度に精神的な支援や軽易な家事援助を組み込むことは制度自体の崩壊につながることに兼ねません。また、高齢者の社会的入院を認めることによって破綻しつつある医療保険制度の轍を踏むべきではありません。

介護保険制度を潤滑に運営するためには、要支援・要介護者のサービスの選択が充分にできることと、保険料を支払う被保険者が納得できるバランスを得ることが求められます。このためには、保険制度の枠内で行うサービスと枠外で行うサービスの充実をはかりつつ、そのバランスをとることです。

以上を具体化するためには、介護保険制度に隣接する次の2つの分野との分けと連携によって、社会的な「介護システム」を形成することが重要であり、その中軸に介護保険制度が位置するものとして整理することです。

##### ① 医療、保健、福祉の制度

##### ② 助け合いやボランティア活動、NPO活動

介護については、医療、保健、福祉の諸制度との制度内における連携を前提としますが、ことに医療との連携についてはルールづくりが必要です。また、制度の枠外におけるボランティア活動等との連携をはかり、サービス提供において、両輪の関係を形成することが不可欠です。

このために、最も重視されるべきは、地域社会における助け合いやボランティア活動を充実していくことです。ことに、「介護予防・生活支援事業」の充実は不可欠であり、この事業をボランティア団体やNPOが担い育てていくようにしていくことです。

したがって、介護保険制度を定着・発展させていくためには、このような隣接の制度やサービスを提供できる地域社会を実現するということが前提となり、行政と民間・市民の間において創造的な取り組みができる環境を整備することが必要です。

#### 2. 訪問介護における介護報酬について

介護報酬については、要支援・要介護者に最善のサービスを提供することを前提とし、この制度を支えている被保険者の理解を得ること、また、サービス事業者の経営が安定することを勘案した総合的な判断が求められます。現行の訪問介護事業に関する介護報酬の考え方は、家事援助を専門性の薄いサービスと位置づけ、その報酬単価をきわめて低く設定しています。しかし、要介護者の生活を支えるためには、どうしても必要な家事援助サービスが存在していること、そして、利用者の有する能力に応じた日常生活を営むことができるサービスを提供する専門性が求められています。したがって、現行の3段階方式における介護報酬では、介護と家事援助のあまりに過度な分

離に矛盾があります。また、このことは、ケアプラン作成においても意味のない混乱をきたしています。

介護サービスには家事援助が含まれることを前提にした上で、2分することで充分であり、また、その報酬差については、現状のように3倍もの報酬格差は合理的な根拠がなく、極力狭めるように改善すべきです。

そして、簡単な家事援助については、介護保険制度の枠外における「介護予防・生活支援事業」の促進をはじめとして、市民の自発的な助け合いやボランティア活動、そして、民間の事業などが十分に提供できるよう、社会基盤を整備していくことによって供給していくことです。

以下、個別の問題について要請します。

- ① 介護報酬はサービス提供時間によって請求することとなっており、移動時間については勘案されていません。しかし、移動時間もまた労働時間であるため、これを勘案した介護報酬の設定が望まれるべきです。ことに、過疎地における移動時間、また、雪国における積雪時の必要時間についても考慮すべきです。
- ② 早朝割増にあたるサービス時間帯から継続して昼間の時間帯にサービス提供する場合、利用者の同意を得て開始した時間帯の割増率をそのまま適用してもよいことになっていますが、この適用は無駄であり、廃止すべきです。
- ③ 通所介護の場合の付加サービスについては、基本パターンがあるため、単純化すべきです。

### 3. 居宅介護支援事業における介護報酬について

介護支援事業における介護報酬については、この事業だけで自立した経営ができるようなレベルに高めることを求めます。また、住宅改修のみのプラン作成の場合にも、計画作成費を支払うべきです。

なお、この際に、ケアマネジャーの質を担保する仕組みづくりとセットすることが重要であり、そのためにも研修制度の一層の充実を求めます。

### 4. 介護保険制度について

- ① 痴呆対応型共同生活介護の人員基準について  
夜間の準夜勤の人員が確保されるように改善を求めます。
- ② サービス提供責任者の設置基準について  
現行の制度では、訪問介護事業者におけるサービス提供責任者は10人に1人、もしくは月間サービス時間450時間につき1人の設置を条件としていますが、2人以上の設置については基準の緩和を要求します。
- ③ 介護認定について  
介護認定における痴呆高齢者の判定を正確にするために、調査方法、認定基準の見直しを行うことを求めます。

### 5. 介護保険制度「枠外」事業について

- ① 「介護予防・生活支援事業」の実施にあたって多くの自治体においては、自動的にその委託先を社会福祉協議会とするところが圧倒的ですが、少なくとも当該自治体エリアを活動範囲とするNPO法人等との入札等による公平な実施とするよう、強く関係機関へ提言していくよう要請します。
- ② 食事サービス（会食方式、配食方式）はきわめて重要なサービスであり、この基盤整備（土地・建物の提供、厨房の設置等初期投資費用支援、会食の場所の提供等）を強力に進めることを要請します。
- ③ 清掃（玄関から道路、庭掃除、草むしりなど）については、要援助者が気にする点であり、こうしたサービスが地域社会においてスムーズにできるようにボランティア団体やNPOへの支援を求めます。
- ④ 移送サービスについては、介護保険の枠外における助け合い活動として実施する場合においては規制をしないこと。また、各自治体において、この事業を支援するよう要請していくことを求めます。

### 6. NPO支援税制について

- ① NPO法人が行う介護保険事業は課税され、社会福祉法人が行う同事業は例外規定に該当するため非課税という不合理な扱いを是正し、経過措置がとれるよう、関係機関に強く要請していくよう求めます。
- ② この他、認定NPO法人の認定要件の緩和をはじめ、みなし寄付金制度の創設、NPO法の改正を含めて、関係機関に積極的に要請していくよう求めます。

## 介護報酬に関する意見（事業者団体ヒアリング）

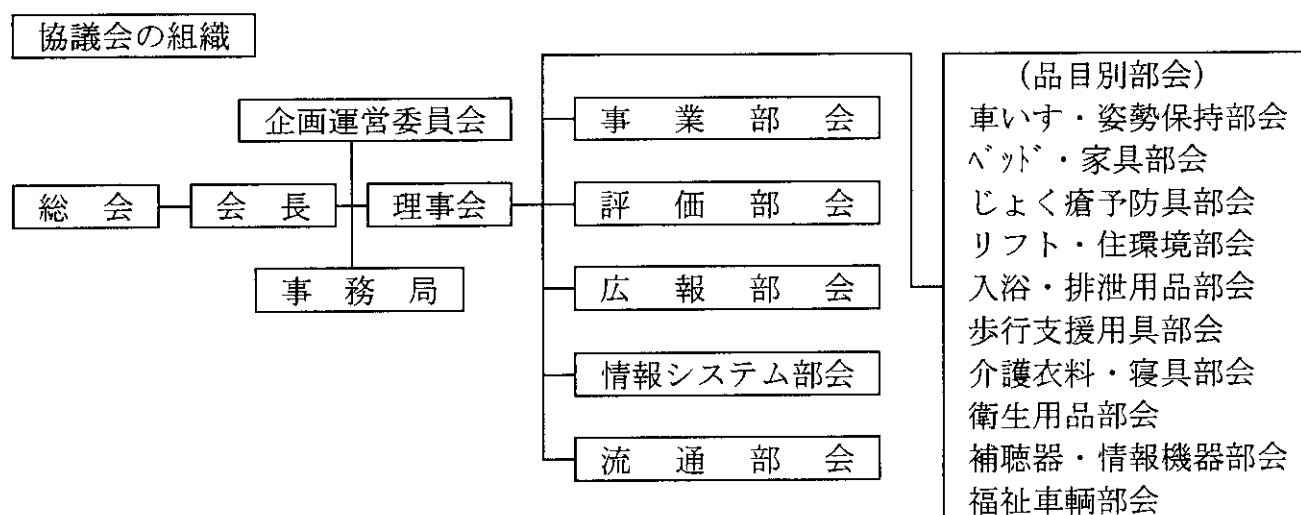
1. 団体の名称 全国福祉用具製造事業者協議会
2. 代表者氏名 会長 松永茂之
3. 団体の概要

### (1) 目的

当協議会は、高齢者や障害者の方々の自立を支援し、又介護度の重度化を防ぐための優れた福祉用具の開発・製造・普及を目的に、福祉用具の製造・輸入・OEM販売に関わる民間事業者により平成8年7月に設立されました。

現在、正会員106社、賛助会員（本会の事業を賛助するため入会した企業、団体又は個人）12社によって構成されています。

### (2) 組織構成



### (3) 事業・活動内容

- ・福祉用具開発・改善や利用技術開発のための調査研究と評価システム構築
- ・福祉用具普及のための調査研究と情報システムの構築
- ・安全な福祉用具の開発普及のための調査研究、評価標準化事業
- ・会員等の啓発に資するシンポジウムの開催
- ・行政機関・関係団体などとの連携、協力

など、福祉用具の製造等にかかわる民間団体として、事業者間の連絡調整体制を確立し、品質の充実・向上を推進する福祉用具の開発・改善に資する活動を行っています。

### 4. 意見内容

福祉用具製造の現場では、要支援・要介護高齢者の自立支援や介護者の労力軽減に役立つ様々な福祉用具が開発・生産され、普及しつつあります。

そのなかでも、既に利用効果・安全性などの技術が確立している次の福祉用具などを介護保険対象にお認めいただきたく要望します。

なお、今後とも優れた福祉用具の開発・生産に努力を続けますので、対象種目の弾力的取り扱いをお願いします。

(1) 基本的な考え方

福祉用具の活用は要介護者の自立、介護負担の軽減など在宅介護を推進する上で重要な役割を果たすことが可能です。一方で福祉用具製造の現場では、様々な福祉用具が開発・生産されています。

介護保険の対象となる福祉用具の範囲については、自立支援の観点から、開発・生産の動向に応じて、利用効果や安全性などが確立されているものを見直すなど、弾力的にご検討願いたい。

(2) 範囲拡大をお願いしたいもの

例1 介護支援機器 (移乗補助具)

介護者が、移乗時の補助として用いることにより、腰痛防止などの効果が期待できる用具  
(スライディングボード、スライディングマット、ターンテーブルなど)

例2 要支援・要介護者や介護者の安全に資する用具

浴槽内・浴室内滑り止めマットなど

例3 要支援・要介護者の自立に資する用具

立ち上がり支援椅子など

例4 移動用リフト

現告示では垂直移動と水平移動の機能を持つことが前提に規定されていますが、垂直移動のみのリフトでも以下のように自立・介護支援に有効な製品もあります。

・段差解消機

車椅子などによる屋内・屋外の移動の際の段差解消手段として、現在スロープが対象になっていますが、同じ用途で広いスペースの取れない所で有効に使用できる垂直移動の段差解消リフト

・入浴リフト

現在、バスボード・浴槽台(要介護度-軽度)移動用リフト(要介護度-重度)は対象になっていますが、垂直移動のみで要介護度が中等度の方に有効な入浴リフト

(3) 福祉用具の貸与・購入区分の見直しをお願いします。

現在はレンタルの対象ですが、購入の方がなじむと思われる用具

例 身体に密着するもの-じょく瘡予防用具予防マットなど

現在は購入対象ですが、レンタルの方がなじむと思われる用具

例 高価なもの-昇降便座 など

(4) 住宅改修の種類などの見直しをお願いします。

福祉用具を有効に活用するためには、住宅改修は不可欠な要素でありますので、今後、住宅改修の種類などの見直しと、弾力的取り扱いをお願いします。

## 介護報酬に関する意見（事業者団体ヒアリング）

1. 団体の名称 社団法人日本福祉用具供給協会
2. 代表者氏名 理事長 池田 茂
3. 団体の概要

- (1) 目的 日常生活を営むのに支障のある、全ての高齢者や身体の不自由な方の自立支援・生活支援及び介護負担の軽減のために福祉用具を供給する民間事業者が、健全な経営を図りつつ、倫理的自覚に基づき、関係する公的機関や関係団体と連携しながら、供給する各種サービスの質的向上に努めるとともに、福祉用具の普及促進等を通じて総合的な介護システムの増進に資すること、ひいては地域福祉の発展に寄与することを目的とする。
- (2) 組織
  - ・全国を10支部、47ブロック（47都道府県）として組織化。
  - ・役員 理事33名、監事4名。
  - ・会員数 正会員601社、賛助会員62社。（平成14年2月現在）
- (3) 事業
  - ・福祉用具に関する調査研究。
  - ・福祉用具供給事業者に対する教育・研修。
  - ・福祉用具に関する知識の普及啓発。
  - ・行政機関、関係団体等との連携及び協力並びに協会組織の強化充実。
  - ・その他協会の目的を達成するために必要な事業。

## 4. 意見内容

福祉用具貸与・販売の事業を介し、利用者と直接接する団体として、

- ・利用者の福祉用具ニーズをくみ取り、有益で利便性のある福祉用具の活用により、在宅での自立した生活の維持・促進を図る
- ・流通上の環境を整えて、福祉用具の普及促進に資するような事業運営を確保するという観点から、次の点について見直しをお願いします。

- (1) 福祉用具の供給事業を行う上で、以下のような経費や事業運営上の配慮をお願いしたい。

### ①搬入・搬出費用について

レンタル期間中の福祉用具を、利用者の都合により他の場所に移動する場合は、利用者が、その費用を負担することとし、その点について運営基準に明記していただきたい。

### ②福祉用具の貸与と購入の区分の見直しについて

福祉用具貸与種目のうち、歩行補助つえ等低価格のものは、福祉用具購入費の対象にしていただきたい。

（理由） 搬入・搬出経費や請求事務処理経費がレンタル料を上回るため。

(2) 福祉用具貸与種目の追加について

次のものを福祉用具貸与種目に追加していただきたい。

- ①工事を伴わない設置型の「段差解消機（段差解消用リフト）」  
（理由）利用者の住環境によっては、住宅改修をするより経済的である。
- ②入浴用リフト（浴槽内で垂直に上下動するもの）  
（理由）入浴の介助に有効なものである。
- ③ケア・チェアー（立ち上がりの補助）  
（理由）腰や膝に負担をかけずにボタン操作で立ち上がることができる。

(3) 福祉用具購入費の利用について

福祉用具購入費については、支給限度額まで利用されていないケースも多いと聞  
くが、利用者によっては限度額を超えて利用される場合もあるので、この点柔軟に  
対応できるようにしていただきたい。

(4) 住宅改修費について

住宅改修については、現在の対象種類のほか、例えば介護保険対象の福祉用具の  
利用のための付帯工事の際にも柔軟に活用できるようにして欲しい。

## 介護報酬に関する意見（事業者団体ヒアリング）

### 【団体の名称】

特定非営利活動法人 全国痴呆性高齢者グループホーム協会

### 【団体の代表者の氏名】

代表理事 福島 弘毅

### 【団体の概要】

別紙添付

### 【意見内容】

#### ○グループホームにおけるケアサービスの向上のための安定した経営の確保について

痴呆対応型共同生活介護（以下、グループホーム）は、痴呆性高齢者を対象に5人から9人を1ユニットとした少人数に対するケアサービスを提供しており、職員の配置なども手厚く行われています。しかし、事業規模が小さいため相対的に介護報酬から支払われる人件費の比率が高く、事業者によっては人件費を切りつめて経営するなど、質の高い職員を雇い続けることが困難な状態のグループホームも多くあります。また、事業規模が小さいことから配置基準以上の人員を雇い入れることができず、管理者や計画作成担当者に対して義務化になった研修やケアサービスの向上を図るための講演等に出向くにも、人の配置や費用的な面で困難な状態であります。

さらに、痴呆性高齢者を対象にしているため、入居者の状態によっては徘徊への対応やなんらかの見守りが夜間必要になり、宿直では対応できないため勤務体制を夜間勤務に変えて対応している事業者が増えておりますが、夜間勤務の導入はそれだけ多数の職員を必要とすることから、ケアサービスの質の向上を図る事業者ほど経営が困難になるというケースが見受けられます。

このように、現在の介護報酬では良質なグループホームがケアサービスの質の向上に取り組むことには限界があり、このままではケアサービスの低下につながる懸念されます。

つきましては、介護報酬の単価の引き上げや、ケアサービスの質の向上に努力している事業者に対してなんらかの加算を行うなど、報酬全体の見直しをご検討いただきたいと思いますと考えております。

以上

# 特定非営利活動法人 全国痴呆性高齢者グループホーム協会

## (全国 GH 協) 概要

「痴呆であっても、安らぎとよきこびのある日々を、そして、その人らしくさいごまで」を合い言葉に、全国痴呆性高齢者グループホーム連絡協議会を平成10年5月30日に結成し、それ以来全国各地に1つでも多くのグループホームが設立されること、量的拡大と同時にサービスの質を保証し向上を図ること、そのための運営の安定を確保することのために会員相互の力を結集しながら、様々な活動を積み重ねてきました。

本年4月の介護保険制度スタートし、現在全国各地にグループホームが急速に普及しつつありますが、痴呆のお年寄りが本当に安心して暮らせるように、グループホームケアの技術の向上と、それを保証する教育・研修の確立、運営費の確保、情報開示と人権擁護など、取り組まなければならない課題はたくさんあります。

全国GH協はさらなる事業の拡大や強化、充実を図るため、同時に組織としての信頼度を今以上に深めるため、平成12年10月にNPO法人(特定非営利活動法人)の取得をし、名称も全国痴呆性高齢者グループホーム協会と改めました。

ぜひとも全国痴呆性高齢者グループホーム協会(全国GH協)に参加して共に歩みましょう。

役員	顧問(五十音順)
代表理事 福島 弘毅 (神奈川・グループホームオクセン)	一番ヶ瀬康子 (長崎純心大学教授)
副代表理事 林崎 光弘 (北海道・函館あいの里)	柏木 昭 (日本精神医学リハビリテーション協会会長)
理事 岩尾 貢 (石川・グループホームいろり)	高見 国生 (呆け老人をかかえる家族の会本部代表理事)
長井 卷子 (北海道・もえれのお家)	外山 義 (京都大学大学院工学研究科教授)
木川田典彌 (岩手・グループホームひまわり)	橋本 泰子 (大正大学人間学部人間福祉学科教授)
杉山 孝博 (神奈川・川崎幸クリニック院長)	長谷川和夫 (聖マリアンナ医科大学副理事長)
生座本磯美 (静岡・グループホーム花みずき)	堀田 力 (さわやか福祉財団理事長)
植森 江助 (京都・グループホームふれあい)	光石 忠敬 (弁護士)
中熊 靖 (大阪・みらいの福祉研究所)	山崎 摩耶 (日本看護協会常任理事)
安原耕一郎 (広島・グループホーム沼南ひだまり)	
横谷 和夫 (島根・グループホームことぶき園)	
横山 紘子 (鹿児島・ふれ愛の家おじゃったもんせ)	
監事 延命 政之 (神奈川・延命法律事務所)	
夏目 幸子 (千葉・夏目設計事務所)	

### 事業内容

- グループホームにおけるケアサービスを向上させるための調査と研究
- グループホーム設立および運営に関する支援
- グループホーム職員に対する各種研修
- グループホームの全国的ネットワークづくりと情報収集およびその提供
- グループホーム事業に対する理解を深め、協力を得るための啓発・広報活動
- 行政その他関係機関との連携、連絡、調整に関する事業
- 機関誌および出版物の発行 他

### 会員特典

- 機関誌/全国GH協機関誌「ゆったり」(隔月発行)の定期購読。(購読料は会費に含まれています。)
- 各種研修会、セミナー及びフォーラム等の開催についての優先案内、会員割引あり。
- 立ち上げ電話相談/立ち上げに関する質問への回答。
- FAX通信/会員には、グループホームに関する最新情報が入った際、FAXでその情報を提供。

### 会員及び会費について

- 正会員：グループホームを運営する個人または団体(年額3万円)  
(ただし複数ユニットの場合は、2ユニット目から1ユニット増すごとに1万円プラスします。)
- 準会員：正会員以外の個人または団体(団体会員…年額3万円/個人会員…年額1万円)

入会申込み及びご質問につきましては全国GH協事務局まで

〒223-0053 横浜市港北区綱島西4-14-11 綱島ダイカンプラザ105号 Tel.045-549-4177 Fax.045-549-4178

メールアドレス ( [fwny5191@mb.infoweb.ne.jp](mailto:fwny5191@mb.infoweb.ne.jp) ) ホームページ ( <http://www07.u-page.so-net.ne.jp/rd5/ysd723/> )



## 「介護報酬に関する意見(事業者団体ヒアリング)」

### ○団体名称

特定施設事業者連絡協議会

### ○団体代表者氏名

代表理事 喜多岡 陽子(株式会社新陽 代表取締役会長)

### ○団体の概要

#### (目的)

指定特定施設入所者生活介護事業者が相互に連携し、行政当局その他関係機関との連絡調整を行うとともに、入居者に提供する特定施設入居者生活介護サービスの質的向上及び特定施設入所者生活介護事業の運営適正化のための調査研究および研修を行い、もって介護保険制度の下での特定施設事業の健全な発展に寄与することを目的とする。

#### (事業)

- ・ 特定施設サービスの質的向上及び特定施設事業の運営適正化のための調査・研究
- ・ 特定施設サービス及び特定施設事業に係る各種研修事業 等

#### (組織構成) <2月1日現在>

- ・ 正会員:108 法人(特定施設事業者)、 賛助会員:18 法人(その他団体・個人)
- ・ 理事:10名、 監事:2名

### ○意見内容

有料老人ホームやケアハウスにおける介護サービスが介護保険の給付対象とされたことにより、これら施設の入居者の介護費用負担は大きく軽減された。我々事業者としても、入居者の負担を増やすことなく介護サービスの飛躍的な充実が図れることとなり、介護保険制度導入前であれば手頃な価格での提供が難しかった介護専用型の施設が急増するなど、特定施設は名実ともに高齢者介護の一翼を担うサービス分野として成長しつつある。

居宅としての快適さを維持しつつ、在宅よりも手厚いサービスを施設介護よりも相対的に低い介護報酬額で実現できる特定施設が、今後さらに幅広い層に対して普及していけるかどうかは、適切な介護報酬水準の確保にかかっていると断言しても過言ではない。ご検討のほど、よろしく願いいたしたい。

また、現行の介護保険制度においては、在宅生活者であれば訪問介護における家事援助サービスの一環、あるいは通所系サービスにおける食事加算という形で、施設入所者であれば基本食事サービス費という形で、それぞれ調理に要する人件費等(以下「賄い費」という。)が保険給付されている。

他方、特定施設から入居者が受ける食事サービスの賄い費については、保険給付はなされず、全額自己負担によってまかなわれているところであるが、在宅生活者や施設入所者との公平の観点からも、特定施設の入居者についても、特定施設報酬に食事加算を創設する等、公平な給付の実現に向けた所要の改善措置をお願いいたしたい。

# 介護報酬に関する意見(事業者団体ヒアリング)

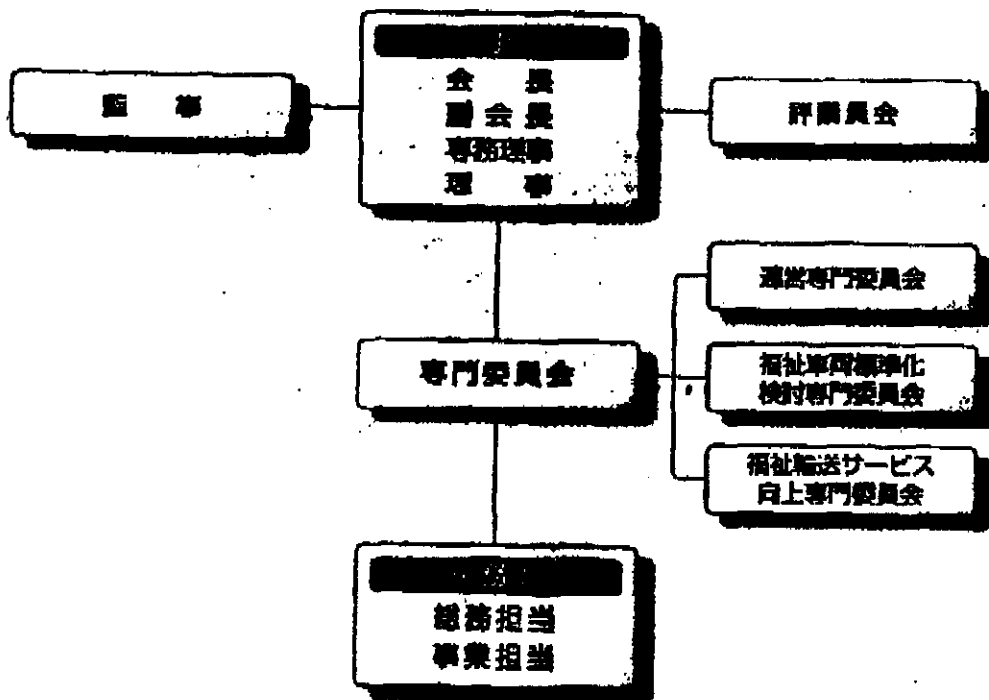
## 財団法人全国福祉輸送サービス協会

会長 川村 巖

### (目的)

本協会は、高齢者及び障害者等の移動制約者の移送を目的としたリフト等特別な装置を備えた自動車による運送事業（以下「福祉輸送事業」という。）の公共性に鑑み、社会福祉関係団体と協力し、福祉輸送の継続的発展及び利用者の利便性の向上を図るための調査研究事業、教育研修事業等を行うことにより、福祉輸送事業の健全で調和ある発展と円滑な運営及び輸送サービスの向上を図り、もって社会公共の福祉に寄与するとともに、国民生活の向上に貢献することを目的とする。

### 組織図



## (事業)

本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 福祉輸送の継続的発展及び利用者の利便性の向上を図るための調査研究
- (2) 福祉輸送に係る車両及び施設の改善、改良、開発のための調査研究
- (3) 福祉輸送に従事する者に対する輸送技術、介護技術等の教育研修
- (4) 福祉輸送に係る情報ネットワークシステムの開発、情報の収集及び提供
- (5) 福祉輸送に係る社会福祉関係団体及び各種厚生施設等との連絡協調
- (6) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

## (活動の内容)

- 福祉車両取得に対する自動車税、自動車取得税の減免及び消費税の非課税
- 福祉車両に対する特別償却制度の実施
- 自動車損害賠償責任保険の特殊用途車料率の引下げ
- 介添約款（モデル案）の制定
- 寝台及び車椅子車両の割増し運賃制度の創設
- 福祉タクシー別建て運賃の創設
- 協会独自の福祉輸送サービス補償保険（賠償事故、障害事故）制度の創設
- 国及び地方自治体に対する福祉車両購入費又は運行費等の補助及び助成要請
  
- 介護保険制度に福祉輸送の給付対象事業指定
- 介護保険報酬の施設への送迎単価引上げ
  
- 福祉車両に対する車検期間の延長
- 福祉車両による障害者に対する高速道路等有料道路の割引制の実施
- 福祉車両に対する駐・停車禁止等除外の適用
- 事業の範囲を限定する一般福祉乗用旅客自動車(車椅子専用車、寝台車、車椅子寝台兼用車)の事業区域拡
- 福祉輸送事業者に対する諸税の減免対策
- 福祉輸送に従事する者に対する輸送技術、介護技術等の教育研修
- 福祉車両の改良、改善に関する検討
- 福祉輸送希望者に対する広域紹介及びあっせん
- 支部の組織化及び会員相互間の情報交換と事業の推進
- 利用者の利便性の向上と福祉輸送の安全確立のための諸問題対策等

(意見内容)

- 1) 介護保険制度に福祉輸送サービス（乗車前の介助、移送、乗車後の介助）を介護報酬の算定対象とすること。

高齢化社会の到来と身体障害者の方々による社会参加の機会の増加に伴い高齢者、身体障害者等が自由に移動できる交通手段が求められている。

ドア・ツー・ドアの機動力のある公共輸送機関として福祉輸送サービス事業（福祉タクシー、介護タクシー、福祉バス等）の社会的役割を果たすことが今後とも重要になってきている。

この時代的要請に鑑み、当福祉輸送サービス事業者は高齢者、身体障害者等の方々の旅客輸送（移送）の推進にあたって、ドライバーの教育研修を独自に実施し、利用者の声に即した福祉車両の開発を進め、国民の信頼と安全が確保されるように努めている。このため、要介護者等の輸送についても介護保険制度の給付対象とされるよう切に要望いたします。

- 2) 介護保険報酬の施設（指定通所リハビリテーション事業所及び指定短期入所療養介護事業所）への送迎について報酬単価を見直されたい。

上記各施設への送迎報酬単価についてはタクシー認可運賃等の比較においてかなり低額である。